

管理職手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月8日

柴田町長 滝口 茂

柴田町規則第20号

管理職手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則

(管理職手当の支給に関する規則の一部改正)

第1条 管理職手当の支給に関する規則(昭和45年柴田町規則第4号)の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
別表(第2条関係)					別表(第2条関係)				
組織	職	職務 の級	定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員 に係る 支給額 (月額)	定年前 再任用 短時間 勤務職 員に係 る支給 額(月 額)	組織	職	職務 の級	定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員 に係る 支給額 (月額)	定年前 再任用 短時間 勤務職 員に係 る支給 額(月 額)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
教育委 員会	(略)	(略)	(略)	(略)	教育委 員会	(略)	(略)	(略)	(略)
	柴田町図書館長 給食センター所 長	(略)	(略)	(略)		柴田町図書館長 <b>第一幼稚園副園 長</b> 給食センター所 長	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 1～2 (略)					備考 1～2 (略)				

(初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第2条 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和46年柴田町規則第8号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表第1 級別職務分類表（第3条関係）		別表第1 級別職務分類表（第3条関係）	
職務の級	職務	職務の級	職務
(略)	(略)	(略)	(略)
5級	課長補佐、技術補佐、次長、保健師長、車庫長、給食センター所長、館長、副館長又は副参事の職務	5級	課長補佐、技術補佐、次長、保健師長、車庫長、給食センター所長、 <u>保育所長、園長</u> 、館長、 <u>副園長</u> 、副館長又は副参事の職務
6級	課長、局長、事務局長、書記長(以下「課長等」という。)、危機管理監、 <u>保育所長</u> 又は参事の職務	6級	課長、局長、事務局長、書記長(以下「課長等」という。)、危機管理監又は参事の職務
(略)	(略)	(略)	(略)

(職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第3条 職員の給与の支給に関する規則（昭和47年柴田町規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表（第14条の2関係）				別表（第14条の2関係）			
組織	職	週休日等勤務支給額	平日深夜勤務支給額	組織	職	週休日等勤務支給額	平日深夜勤務支給額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
教育委員会	(略)	(略)	(略)	教育委員会	(略)	(略)	(略)
	柴田町図書館長 給食センター所長	(略)	(略)		柴田町図書館長 <u>第一幼稚園副園長</u> 給食センター所長	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)				備考 (略)			

(柴田町教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則の一部改正)

第4条 柴田町教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則（平成19年柴田町

規則第18号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(委任) 第2条 教育委員会に、次に掲げる事務を委任する。 (1)～(2) (略)</p> <p><u>(3)</u> (略) <u>(4)</u> (略) <u>(5)</u> (略) <u>(6)</u> (略) <u>(7)</u> (略) <u>(8)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(委任) 第2条 教育委員会に、次に掲げる事務を委任する。 (1)～(2) (略) <u>(3) 柴田町立幼稚園授業料徴収条例(昭和50年柴田町条例第18号。以下この号において「条例」という。)</u>の施行に関する次の事務 <u>ア 条例第5条第2項の規定による授業料の延滞金の免除</u> <u>イ 条例第6条の規定による授業料の減免</u></p> <p><u>(4)</u> (略) <u>(5)</u> (略) <u>(6)</u> (略) <u>(7)</u> (略) <u>(8)</u> (略) <u>(9)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p>

(柴田町会計年度任用職員の給与に関する規則の一部改正)

第5条 柴田町会計年度任用職員の給与に関する規則(令和2年柴田町規則第5号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																															
<p>別表(第3条関係) 職種別基準表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職種</th> <th colspan="2">基礎号俸</th> <th colspan="2">上限</th> </tr> <tr> <th>職務の級</th> <th>号俸</th> <th>職務の級</th> <th>号俸</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>保育士</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>児童厚生員</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	職種	基礎号俸		上限		職務の級	号俸	職務の級	号俸	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	保育士	(略)	(略)	(略)	(略)	児童厚生員	(略)	<p>別表(第3条関係) 職種別基準表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職種</th> <th colspan="2">基礎号俸</th> <th colspan="2">上限</th> </tr> <tr> <th>職務の級</th> <th>号俸</th> <th>職務の級</th> <th>号俸</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>保育士</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>幼稚園教諭</u></td> <td><u>1</u></td> <td><u>25</u></td> <td><u>1</u></td> <td><u>29</u></td> </tr> <tr> <td>児童厚生員</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	職種	基礎号俸		上限		職務の級	号俸	職務の級	号俸	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	保育士	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>幼稚園教諭</u>	<u>1</u>	<u>25</u>	<u>1</u>	<u>29</u>	児童厚生員	(略)																
職種		基礎号俸		上限																																																												
	職務の級	号俸	職務の級	号俸																																																												
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																												
保育士	(略)	(略)	(略)	(略)																																																												
児童厚生員	(略)	(略)	(略)	(略)																																																												
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																												
職種	基礎号俸		上限																																																													
	職務の級	号俸	職務の級	号俸																																																												
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																												
保育士	(略)	(略)	(略)	(略)																																																												
<u>幼稚園教諭</u>	<u>1</u>	<u>25</u>	<u>1</u>	<u>29</u>																																																												
児童厚生員	(略)	(略)	(略)	(略)																																																												
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																												

保育士補助	(略)	(略)	(略)	(略)	保育士補助	(略)	(略)	(略)	(略)
児童厚生員補助	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>幼稚園教諭補助</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>5</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	児童厚生員補助	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>保幼小架け橋り</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>ーダー</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>保幼小架け橋り</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>ーダー</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付に係る保護者負担に関する規則の一部改正)

第6条 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付に係る保護者負担に関する規則(令和2年柴田町規則第16号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(保護者負担金の額)</p> <p>第3条 保護者負担金の額は、各年度につき、児童生徒等1人当たり、次の各号に掲げる学校等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p>(保護者負担金の免除)</p> <p>第4条 保護者が、次の各号のいずれかに該当するときは、経済的理由により保護者負担金を免除することができる。</p> <p>(1)～(2) (略)</p>	<p>(保護者負担金の額)</p> <p>第3条 保護者負担金の額は、各年度につき、児童生徒等1人当たり、次の各号に掲げる学校等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p><u>(3)</u> <u>幼稚園</u> <u>210円</u></p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p>(保護者負担金の免除)</p> <p>第4条 保護者 <u>(幼稚園の幼児の保護者を除く。)</u> が、次の各号のいずれかに該当するときは、経済的理由により保護者負担金を免除することができる。</p> <p>(1)～(2) (略)</p>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。